

解体工事業の技術者要件に係る経過措置の延長について

建設産業課

このことについて、令和3年6月30日まで延長されることになったので、お知らせします。

国土交通省リンク先

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_fr1_000001_00009.html